ホ　設備投資並びにロボット及びＩＴの導入等に関する事項

(1)　設備投資

製造工程の自動化、加工精度の向上、リードタイムの短縮、多能工化及び多台持ちの推進並びに部品及び原材料の共通化等の取組を一層効果的なものとするために、高度な加工等を行うことができる設備並びに三次元データによる設計、図面の作成及び製造を可能とするソフトウェアその他のデジタル設計ツールへの投資を、その収益率を考慮しつつ、積極的に行う。

(2)　ロボットの導入又は増設

人が行う業務を代替し、若しくは支援し、若しくは既存の設備を代替する等のためのロボットを導入し、又は増設することにより、労働投入量を低減させ、又は製品及びサービスの量若しくは質を向上させる。

(3)　ＩＴの導入等

業務全体に係る費用を低減させ、又は製品及びこれに付随したサービスの付加価値を向上させることを目的として、受発注、販売、製造、顧客、勤怠若しくは会計に係る業務の標準化、製造、営業若しくは販売に係る暗黙知の形式知化を目的としたソフトウェアの導入、機器若しくは当該機器に附属するセンサーから得られるデータの活用又は当該データを活用するための人材の育成のための投資を積極的に行う。

なお、その際には、不正なアクセス等による情報漏洩対策等を講じるよう留意する。

(4)　設備投資等が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野に関する留意事項

研究開発及び設備投資の質と量が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野（鉄鋼業、化学工業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、航空機・同附属品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業等）における研究開発投資及び設備投資は、最新の技術、競合企業の設備導入状況等を踏まえつつ、積極的に行う。

ヘ　省エネルギーの推進に関する事項

コスト削減及び生産性向上の観点からエネルギー効率を高めるために、省エネルギー対策を実施する。具体的には、エネルギー使用量の把握、設備の稼働時間の調整及び最適な管理の実施、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を省エネルギー診断の活用等を通じて、積極的に行う。

二　規模別の整理

小規模（常時使用する従業員の数が二〇人未満）	一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち一項目以上 注）右記に加え、一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち一項目以上にも取り組むことを推奨する。
中規模（常時使用する従業員の数が二〇人以上三〇〇人未満）	一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち二項目以上 一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち一項目以上 合計三項目以上
中堅（常時使用する従業員の数が三〇〇人以上二〇〇〇人以下）	一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち三項目以上 一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち二項目以上 合計五項目以上

第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

1　国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

2　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

3　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

4　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び助言・指導に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

5　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

6　中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

7　中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関には、1に掲げる要件を満たし、かつ、2に掲げる業務を行うための知見及び能力を有することを求める。

1　要件

一　組織体制

イ　窓口となる拠点等及び五名以上の常勤職員を有していること。

ロ　販路拡大、研究開発、資金調達その他の中小製造事業者等の経営課題に係る相談に対応できる部門、部会、部署等を二つ以上有していること。

ハ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2一及び二の業務を実施する体制を有していること。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　地方公共団体からの財政上の支援、会員からの会費収入、自主事業による収入その他の適切な収入基盤を有していること。

ロ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2　業務

一　企業支援並びに本指針に定めた事項に関する普及啓発及び研修等

中小製造事業者等からの経営課題に関する相談に対する窓口における対応並びに本指針に定めた事項に関する企業間連携促進のためのイベント若しくはセミナーの開催又は会報若しくはウェブサイトによる情報の発信及び専門家の派遣又は企業内人材若しくは支援者人材の育成を図ること。